届出が必要な施設

●騒音・振動特定施設（届出施設）一覧表（法施行令第１条、条例規則第51条）

施　設　名	騒音		振動		備　　考
	法	条例	法	条例	
金属加工機械					
圧延機械	＊ 22.5kW	＊ 22.5kW			*原動機の定格出力の合計
製管機械	○	○			
ペンディングマシン	＊ 3.75kW	＊ ○		○	*ロール式に限る
液圧プレス	＊ ○	＊ ○	＊ ○	＊ ○	*矯正プレスを除く
矯正プレス		○		○	
機械プレス	＊ 294kN	○	○	○	*呼び加圧能力(キロニュートン)
せん断機	3.75kW	○	1kW	○	
鍛造機	○	○	○	○	
ワイヤーフォーミングマシン	○	○	37.5kW	＊ 15kW	*原動機の定格出力の合計
ブラスト	＊ ○	○			*タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く
タンブラー	○	○			
自動旋盤		＊ ○			*棒材作業用のものに限る
数値制御フライス盤		○			
マシニングセンタ		○			
平削盤		○		○	
切断機（といしを用いるものに限る。）	○	○			
グラインダー		＊ ○			*工具用及び精密加工用を除く *亜鉛版用以外は2台以上
自動やすり目立ち機		5kW			
圧縮機及び送風機					
空気圧縮機	7.5kW	3.7kW	7.5kW	7.5kW	
空気圧縮機以外の圧縮機		3.7kW	7.5kW	7.5kW	
送風機	7.5kW	3.7kW			
粉砕機					
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機	7.5kW	○	7.5kW	3.7kW	
穀物用製粉機	＊ 7.5kW	○		3.7kW	*ロール式に限る
穀物用製粉機を除く食品加工用粉砕機		○		＊ 3.7kW	*破砕機、摩砕機を含む
その他の用に供する粉砕機		＊ ○		＊ 3.7kW	*破砕機、摩砕機を含む
繊維機械					
織機	＊ ○	＊ ○	＊ ○	＊ ○	*原動機を用いるもの
紡績機械		○			
編組機		＊ ○			*2台以上
撚糸機		○			
建設用資材製造機					
コンクリートプラント	*0.45立方メートル	＊ ○		○	*混練容量、気ほうコンクリートプラントを除く
コンクリートブロックマシン			＊ 2.95kW	＊ 2.95kW	*原動機の定格出力の合計
コンクリート管・柱製造機械			＊ 10kW	＊ 10kW	*原動機の定格出力の合計
アスファルトプラント	＊ 200kg	○			*混練重量

施　設　名	騒音		振動		備　　考
	法	条例	法	条例	
木材加工用機械					
ドラムバーカー	○	○	○	○	
チッパー	2.25kW	2.25kW	2.2kW	2.2kW	
砕木機	○	○			
帯のこ盤	＊　15kW ＊＊2.25kW	○			＊製材用 ＊＊木工用
丸のこ盤	＊　15kW ＊＊2.25kW	○			＊製材用 ＊＊木工用
かんな盤	2.25kW	○			
抄紙機	○	○			
印刷機械	＊　○	＊　○	2.2kW	2.2kW	＊原動機を用いるもの
ロール機					
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		○	＊　30kW	＊　30kW	＊カレンダーロール機を除く
その他のロール機		＊　○			＊金属及び食品加工用を除く
合成樹脂成形加工機械					
合成樹脂用射出成形機	○	○	○	○	
その他の合成樹脂成形加工機械		○		＊　15kW	＊原動機の定格出力の合計
鋳型造型機	＊　○	＊　○	＊　○	＊　○	＊ジョルト式に限る
エヤーハンマ		○			
走行クレーン		＊　5t		＊　5t	＊吊り上げ能力
工業用動力ミシン		＊　○			＊3 台以上
紙工機械		＊　3.7kW		＊　15kW	＊原動機の定格出力の合計
遠心分離機		＊　1.2m		＊　1.2m	＊直径
集じん装置		○			
かくはん機		3.7kW			
電気炉		＊　○			＊鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る
ロータリーキルン		○			
冷凍機及び空調機		＊　7.5kW			＊クーリングタワーを有せず室外機に圧縮機又は送風機を有するもの
クーリングタワー		2.2kW			
スチームクリーナー		＊　7.5kW			＊原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機		○			
オイルバーナー		＊　○			＊ロータリー式、ガンタイプ式を除く

〔表の見方〕

- 「法」の欄に○または数値のあるものが特定施設で、「条例」の欄に○または数値のあるものが届出施設です。
- 表中の数値、例えば 7.5kW は、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものが届出の対象であることを表します。
- 表中の*は、条件付きであることを表し、その条件は備考欄に示しています。